

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案(閣法第六六号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、平成二十一年度一般会計補正予算(第1号)により交付される補助金により、独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)に、先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成及び有為な研究者の海外への派遣に係る業務等に要する費用に充てるための基金を設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、振興会は、平成二十六年三月三十一日までの間に限り、先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成等に要する費用に充てるために先端研究助成基金を、有為な研究者の海外への派遣に係る業務等に要する費用に充てるために研究者海外派遣基金を、それぞれ設けるものとし、併せて、これらの基金の運用方法の制限や、基金を廃止する際の残余额の処理について規定するものとする。

二、文部科学大臣は、先端研究助成基金を財源として実施する業務に係る部分について、振興会の業務方法書や中期計画の認可等をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならないものとする。

三、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金を財源として実施する業務について、それぞれ特別の勘定を設けて経理しなければならないものとする事。

四、振興会は、毎事業年度、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金を財源として実施する業務に関する報告書を作成して文部科学大臣に提出するとともに、文部科学大臣は当該報告書を国会に報告しなければならないものとする事。

五、この法律は、公布の日から施行する事。

なお、本法律案は、衆議院において、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究の集中的な推進について、より適切に位置付けるため、改正規定の附則第二条の二第一項中「、現下の厳しい経済情勢に対処するための臨時の措置として」を削る修正が行われた。